

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 平 進介議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第44号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

### 文教常任委員会審査報告

- 平 進介議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美委員長。

(金子豊美文教常任委員長登壇)

- 金子豊美文教常任委員長 おはようございます。

文教常任委員会審査報告。

令和2年6月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月11日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第46号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市民文化会館について、大規模改修による部屋の名称変更等並びに消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、使用料の改正による所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会の報告を終わります。

- 平 進介議長 委員長の報告が終わりました。  
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

それでは、日程第4、議案第46号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第4、議案第46号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

### 厚生常任委員会審査報告

- 平 進介議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

- 小関秀一厚生常任委員長 令和2年6月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月12日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第47号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療費保険者である被用者に対し傷病手当を支給する条例改正がなされることにより、当市において傷病手当の申請の受付を行うに当

たり、所要の改正を行うために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、被用者の対象となるのは具体的にどのような方なのかとの質疑がなされ、市民課長からは、給与等の支払いを受けている者となるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策として、当該感染症に感染した国民健康保険被保険者である被用者に対して傷病手当を支給するために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、自営業をしている場合、パート、アルバイトをしている方は対象になるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、あくまでも給与の支払いを受けている者を対象としているため、事業者は対象とならないが、パートやアルバイトの方は対象となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、家族従業員も対象となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、青色申告専従者給与の支払いを受けている方であれば対象となるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、この制度について事業者には十分周知する必要があるかどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、周知を徹底していくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、できるだけ対象期間を長くしたほうが受給者のためにはよいと思うが、どのように考えているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、対象期間については規則で定め、柔軟に対応していくとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、市が支給した傷病手当の額を事業主から徴収する場合と、国の特別調整交付金による財政支援との整合性はどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、事業主が傷病手当金の一部を支払った場合、不足する部分については事業主から徴収することになるが、被用者が無給の場合は市が全額支給することになるため、国から財政支援を受けることができるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このたびの傷病手当については新型コロナウイルス感染症に限定したものであり、対象者については不十分などころもあるが、傷病手当の支給がなされるということの評価し賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第47号及び日程第6、議案第49号の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第47号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。